

リース制名義貸し

車両持ちかえり

日本共産党・仁比議員が参院国土交通委員会で追及

安心・安全なタクシーへ政府の対策は急務

「積極的に立ち入り調査し、違反者には行政処分を行う」と大臣が答弁

日本共産党の仁比聡平参院議員は10月25日の国土交通委員会で、規制緩和後のタクシー事業について質問しました。以下その要旨です。



仁比聡平参院議員

リース契約で働く労働者は、少しでも売上げを上げようと過酷な長時間・超過密労働になる。一部の業者は営業車を持ち帰ることを認める。自宅から直接営業に出て、点呼も受けない。持ち帰りは違法では。

宿利正史・自動車交通局長
運行管理が適切に行われないおそれが非常に大きく問題だ。点呼がされないことは極めて問題。

仁比聡平参院議員
全乗連から政府へリース制運賃の形態出現は問題という強い要請がある。安全、安心な輸送手段としてのタクシー事業をつくる上で、無法を絶対許さないという大臣の決意を。

北側一雄国土交通大臣
安全確保は一番のポイント。積極的に立入検査を行い、違反した事業者は厳正な行政処分等を行いたい。

仁比聡平参院議員

規制緩和以降、急激な増車でタクシー労働者の平均年収が生活保護基準以下が37都府県に上る。乗務員は収入確保へ眠らず走りざるをえず、過労運転で交通事故が急増している。

宿利正史・自動車交通局長
景気や著しい増車もあり、収入が低迷、残念な事態だ。

リース制は、法違反の名義貸し(仁比)の運行管理が適切に行われているかで判断(交通局長)

仁比聡平参院議員
違法なリース制について伺う。乗務員が事業者へ、例えば50万円を納めて営

業車を借り受け、毎月の売

上げのうちリース料や経費名目で定額22万円を納める。その水揚げとの差額が運転手の取り分になる。

例えば病気や事故で休業休車をする場合、リース料を払わなきゃいけない。これは道路運送法違反の名義貸しではないのか。

持ち帰りは違法(仁比)の運行管理の面で非常に大きな問題(交通局長)

宿利正史・自動車交通局長
道路運送法の33条の1項で名義貸しの禁止がある。個々の事案で判断するが、運転手が許可を受けた事業者の指揮監督下にあり、運行管理が適切に行われ

500円タクシー

運賃認可の審査基準に過酷な運転手の労働実態の反映を

10月31日、「東京交通新聞」のトップ面で仁比質問が紹介

仁比議員は政府が規制緩和で低運賃タクシーを認可している問題を取り上げ、大阪では、初乗り運賃が500円や540円など、自動認可運賃を下回る認可が1608台ある。現場で運転手が長時間や過労運転をやっている実態は認可にあたって見えない仕組みになっている」と問題点を指摘。運転手の労働実態を運賃認可の審査基準に組み込むように見直しを提案。運賃認可へ不当なダンピングを許さない姿勢を示すよう求めました。

